

議案第 59 号

一関市過疎地域自立促進計画の変更について

一関市過疎地域自立促進計画を別紙のとおり変更することについて、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年6月26日提出

一関市長 勝 部 修

一関市過疎地域自立促進計画（平成28年度～32年度）新旧対照表

変更前					変更後					
3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進 (3) 事業計画（平成28年度～32年度）					3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進 (3) 事業計画（平成28年度～32年度）					
自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
2 交通通 信体系の 整備、情 報化及び 地域間交 流の促進	[略]				2 交通通 信体系の 整備、情 報化及び 地域間交 流の促進	[略]				
	(6)電気通信施設等情報化のための施設					(6)電気通信施設等情報化のための施設				
	[略]					[略]				
	テレビジ ョン放送等難 視聴解消の ための施設	[略]				テレビジ ョン放送等難 視聴解消の ための施設	[略]			
	(7)自動車等					(7)自動車等				
	自動車	[略]				自動車	[略]			
	[略]					[略]				
備考 変更部分は、下線の部分である。					備考 変更部分は、下線の部分である。					